

山梨中央漁業協同組合遊漁規則の変更について

新旧対照表（下線：変更部分）

変更案					現行規則				
山梨中央漁業協同組合内共第2号第五種共同漁業権遊漁規則					山梨中央漁業協同組合内共第2号第五種共同漁業権遊漁規則				
第1～3条 略					第1～3条 略				
第4条 第2条に掲げる漁具、漁法を使用して遊漁する場合で山梨中央漁業協同組合事務所（甲府市下飯田2丁目8番34号）または、入漁券販売所中央漁協の幟旗（赤地に白字）の立つ所（表中「前売り」という。）及び遊漁する場所において漁場監視員に納付する時の遊漁料（表中「定価」という。）は次表の通りとする。					第4条 第2条に掲げる漁具、漁法を使用して遊漁する場合で山梨中央漁業協同組合事務所（甲府市下飯田2丁目8番34号）または、入漁券販売所中央漁協の幟旗（赤地に白字）の立つ所（表中「前売り」という。）及び遊漁する場所において漁場監視員に納付する時の遊漁料（表中「定価」という。）は次表の通りとする。				
魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料（消費税込）		魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	
			前売り	定価				前売り	定価
あゆ	さおづり	1日	1,800円	2,400円	あゆ	さおづり	1日	1,800円	2,400円
		1年	7,000円				1年	7,000円	
あまご、にじます、いわな、うなぎ、うぐい、おいかわ、ふな、こい	おきばり	1日	800円	1,200円	あまご、にじます、いわな、うなぎ、うぐい、おいかわ、ふな、こい	おきばり	1日	800円	1,200円
	さおづり	1年	4,000円			さおづり	1年	4,000円	
全魚種	おきばり	1年	10,000円		全魚種	おきばり	1年	10,000円	
	さおづり					さおづり			
※ あゆ、あまご、いわな、にじます、うなぎ、うぐい、おいかわ、ふな、こい。					※ あゆ、あまご、いわな、にじます、うなぎ、うぐい、おいかわ、ふな、こい。				
2 次表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず、次表右欄の通りとする。					2 次表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず、次表右欄の通りとする。				
小学生以下	無 料				小学生以下	無 料			
中学生	無 料				中学生	無 料			
70才以上	年券 3,000円（消費税込）				70才以上	年券 3,000円			
肢体不自由者	無料（ただし3級以上）				肢体不自由者	無料（ただし3級以上）			
3（略）					3（略）				

4 第3条第5項の特別遊漁料は次表の通りとする。

魚種	期間	特別遊漁料 (消費税抜)
あまご及びいわなのさおづりのうち フライ及びビルアーづり	1日 (8:00~17:00)	4,000円
	半日 (12:00~17:00)	3,000円
	イブニングライズ (17:00~19:00)	2,000円
にじますのさおづりのうち えさづり	1日 (8:00~17:00)	3,000円
	半日 (12:00~17:00)	2,000円

5 次表のア欄に掲げる漁場区域において、イ欄の水産動植物を、ウ欄の漁具・漁法を使用して遊漁する場合の1年あたりの遊漁料は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、エ欄の通りとし、この遊漁料は山梨県漁業協同組合連合会（以下「県漁連」という。）（甲斐市牛匂518-1番地）または県漁連の指定する場所においてあらかじめ納付するものとする。

ア、漁場区域	イ、魚種	ウ、漁具・漁法	エ、遊漁料 (消費税込)
内共第2号の係る漁場 (御庵沢溪谷溪流釣場を除く)	あゆ	さおづり	28,000円
	あゆ以外の魚種	さおづり	21,000円

※ あまご、いわな、にじます、うなぎ、うぐい、おいかわ、ふな、こい。
第5～8条 略

4 第3条第5項の特別遊漁料は次表の通りとする。

魚種	期間	特別遊漁料	
あまご及びいわなのさおづりのうち フライ及びビルアーづり	1日 (8:00~17:00)	一般	4,100円
		小学生以下	2,900円
	半日 (12:00~17:00)	一般	3,100円
		小学生以下	1,900円
	イブニングライズ (17:00~19:00)	一般	2,100円
		小学生以下	1,300円
にじますのさおづりのうち えさづり	1日 (8:00~17:00)	一般	2,900円
		小学生以下	1,800円

5 次表のア欄に掲げる漁場区域において、イ欄の水産動植物を、ウ欄の漁具・漁法を使用して遊漁する場合の1年あたりの遊漁料は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、エ欄の通りとし、この遊漁料は山梨県漁業協同組合連合会（以下「県漁連」という。）（甲斐市牛匂518-1番地）または県漁連の指定する場所においてあらかじめ納付するものとする。

ア、漁場区域	イ、魚種	ウ、漁具・漁法	エ、遊漁料 (消費税込み)
内共第2号の係る漁場 (御庵沢溪谷溪流釣場を除く)	あゆ	さおづり	28,000円
	あゆ以外の魚種	さおづり	21,000円

※ あまご、いわな、にじます、うなぎ、うぐい、おいかわ、ふな、こい。
第5～8条 略